

平成 26 年 5 月 19 日

平成 26 年第 2 回神奈川県議会定例会

# 総務政策常任委員会報告資料

総 務 局



# 地方法人課税の見直し等に伴う県税条例の改正について

## 1 地方法人課税の見直しに伴う改正

平成26年度の税制改正により、法人住民税（法人県民税・市町村民税）の一部を国税化（地方交付税原資化）し、地方法人税が創設された。あわせて、平成20年10月に創設された地方法人特別税（国税）について、その一部が法人事業税に還元された。

これに伴い、地方税法等の一部改正により、法人県民税及び法人事業税の標準税率が改正されたことから、県税条例についても税率の見直しを行う。

また、本県は、法人県民税法人税割について、現行の標準税率5%に0.8%を上乗せした5.8%の超過税率を適用しており、標準税率の改正に伴い、法人住民税と地方法人税を合わせた法人の負担に変動が生じないように、超過分を含めた税率の見直しを行う。法人事業税所得割・収入割についても同様の考えで税率の見直しを行う。

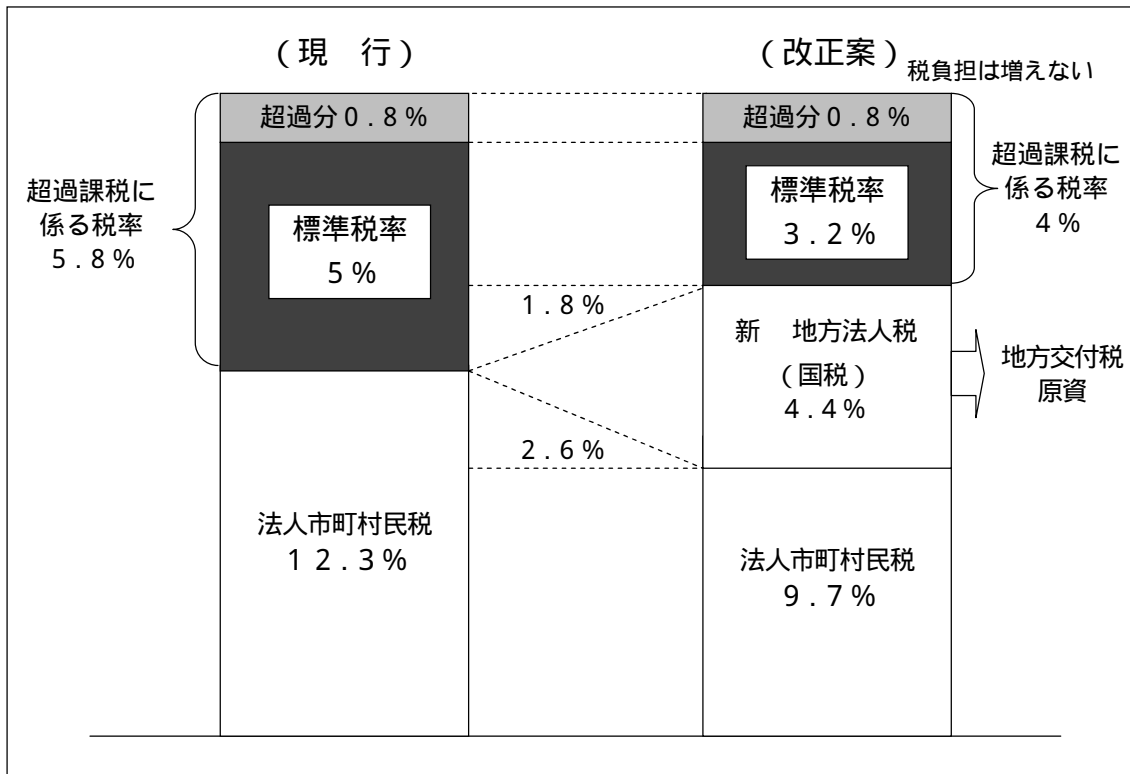
今回の地方税法等の一部改正は、平成26年10月1日以後に開始する事業年度について適用されるため、平成26年第2回定例会（6月）に県税条例の改正案を提案する。

### (1) 法人県民税（法人税割）の税率改正

法人県民税 （法人税割）	現 行			改正案		
	標準税率	超過分	計	標準税率	超過分	計
	5%	0.8%	5.8%	3.2%	0.8%	4%

（参考1）法人市町村民税の標準税率 改正前：12.3% 改正後9.7%

### （参考2）税率見直しのイメージ



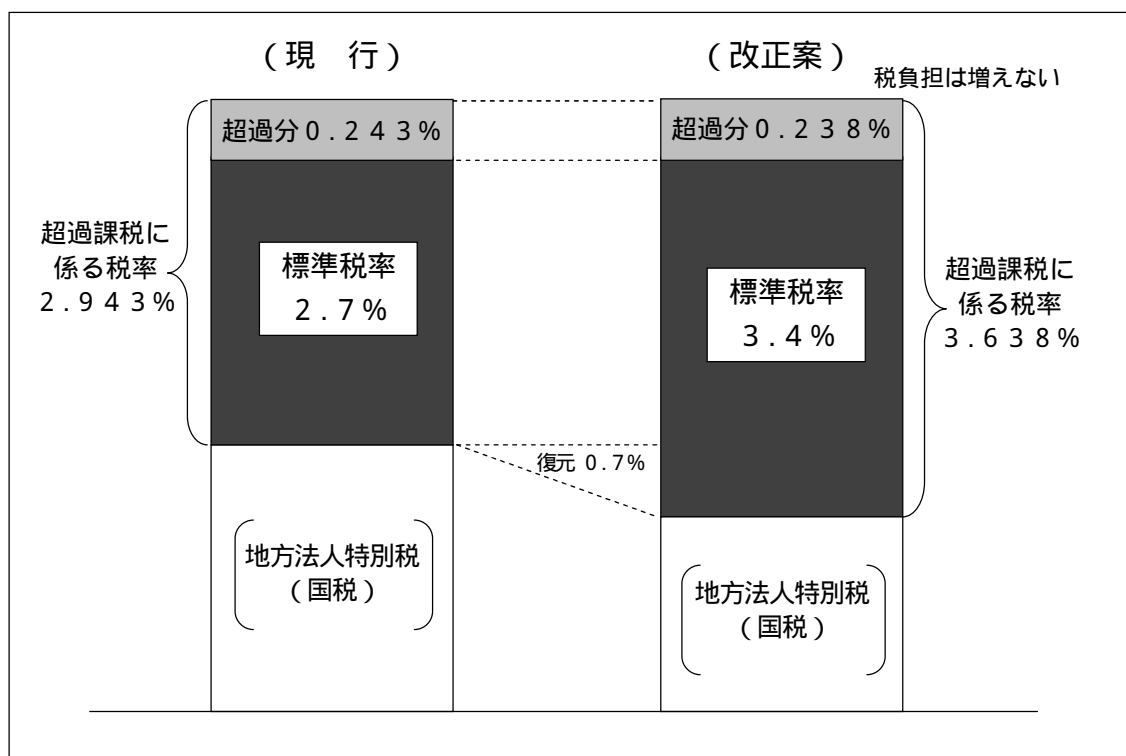
(2) 法人事業税（所得割及び収入割）の税率改正

単位：％

所得金額の区分		現 行			改正案		
		標準税率	超過分	計	標準税率	超過分	計
資本金 1 億円以下の法人		(標準税率の9%増し)			(標準税率の7%増し)		
所得割	年400万円以下の部分	2.7	0.243	2.943	3.4	0.238	3.638
	年400万円超800万円以下の部分	4	0.36	4.36	5.1	0.357	5.457
	年800万円超の部分	5.3	0.477	5.777	6.7	0.469	7.169
資本金 1 億円超の法人		(標準税率の12%増し)			(標準税率の8%増し)		
所得割	年400万円以下の部分	1.5	0.18	1.68	2.2	0.176	2.376
	年400万円超800万円以下の部分	2.2	0.264	2.464	3.2	0.256	3.456
	年800万円超の部分	2.9	0.348	3.248	4.3	0.344	4.644
付加価値割		(標準税率の5%増し)			(改正なし)		
資本割		(標準税率の5%増し)					
収入金額課税法人（電気供給業、ガス供給業、保険業を行う法人）		(標準税率の9%増し)			(標準税率の7%増し)		
		0.7	0.063	0.763	0.9	0.063	0.963

(参考3) 税率見直しのイメージ（例：資本金 1 億円以下の法人の年400万円以下の部分）

$$\left[ \begin{array}{l} \text{超過分 } 2.7\% \text{ (現行の標準税率)} \times 9\% = 3.4\% \text{ (改正案の標準税率)} \times \quad \% \\ \quad \% = 7.14\cdots 7\% \end{array} \right]$$



## 2 その他の改正

狩猟税の徴収手続は、現在、狩猟者登録申請書へ狩猟税証紙を貼付する方法によっているが、これを申請書へ納税済印を押印する方法に見直すため、県税条例における狩猟税の徴収手続に係る規定を改正する。

## 3 今後のスケジュール

平成26年 5月19日	総務政策常任委員会へ報告
5月下旬	地方法人課税の見直しについて、関係団体へ説明
6月	第2回定例会に条例改正案を提案
7月	条例案可決後、広報を実施
10月1日	改正条例の施行